保医発 0905 第２号
令和４年９月５日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　　殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（公　印　省　略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公　印　省　略）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項及び
基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（看護の処遇改善）

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和４年厚生労働省告示第 269 号）及び「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和４年厚生労働省告示第 270 号）が告示され、本年 10 月１日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項については別添１、施設基準等及び保険医療機関からの届出に関する手続きの取扱いについては別添２のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知に規定するもののほか、基本診療料の通則的事項については、特に規定する場合を除き、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和４年３月４日保医発 0304 第２号）を参照されたい。

別添１

## 医科診療報酬点数表に関する事項

第１章　基本診療料
第２部　入院料等
第５節　看護職員処遇改善評価料

Ａ５００　看護職員処遇改善評価料

看護職員処遇改善評価料は、地域で新型コロナウイルス感染症に係る医療など一定の役割を担う保険医療機関に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師の賃金を改善するための措置を実施することを評価したものであり、第１節入院基本料、第３節特定入院料又は第４節短期滞在手術等基本料（区分番号「Ａ４００」の「１」短期滞在手術等基本料１を除く。）を算定している患者について、１日につき１回算定できる。

## 歯科診療報酬点数表に関する事項

第１章　基本診療料
第２部　入院料等
第５節　看護職員処遇改善評価料

Ａ５００　看護職員処遇改善評価料

医科点数表の区分番号「Ａ５００」に掲げる看護職員処遇改善評価料の例により算定する。

別添２

# 看護職員処遇改善評価料の施設基準等

看護職員処遇改善評価料に関する施設基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、以下のとおりとする。

１　看護職員処遇改善評価料に関する施設基準

（１）　以下のいずれかに該当すること。

ア　次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当すること。

（イ）　区分番号「Ａ２０５」に掲げる救急医療管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

（ロ）　救急用の自動車（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に規定する市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車並びに道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）に規定する緊急自動車（傷病者の緊急搬送に用いるものに限る。）をいう。）又は救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）による搬送件数（以下「救急搬送実績」という。）が、年間で 200 件以上であること。

イ　「救急医療対策事業実施要綱」（昭和 52 年７月６日医発第 692 号）に定める第３「救命救急センター」、第４「高度救命救急センター」又は第５「小児救命救急センター」を設置している保険医療機関であること。

（２）　救急搬送実績については、以下の取扱いとする。

ア　救急搬送実績は、賃金の改善を実施する期間を含む年度（以下「賃金改善実施年度」という。）の前々年度１年間における実績とすること。

イ　アにかかわらず、新規届出を行う保険医療機関については、新規届出を行った年度に限り、賃金改善実施年度の前年度１年間における実績とすること。

ウ　ア及びイにかかわらず、令和４年度中に新規届出を行う「令和４年度（令和３年度からの繰越分）看護職員等処遇改善事業補助金」が交付された保険医療機関については、令和２年度における実績とすること。

エ　現に看護職員処遇改善評価料を算定している保険医療機関については、賃金改善実施年度の前々年度１年間の救急搬送実績が(１)のアの(ロ)の基準を満たさない場合であっても、賃金改善実施年度の前年度のうち連続する６か月間における救急搬送実績が 100 件以上である場合は、同(ロ)の基準を満たすものとみなすこと。ただし、本文の規定を適用した年度の翌年度においては、本文の規定は、適用しないこと。

（３）　当該評価料を算定する場合は、当該保険医療機関に勤務する看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師（非常勤職員を含む。）をいう。以下同じ。）に対して、当該評価料の算定額に相当する賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）を含む。以下同じ。）の改善を実施しなければならないこと。

この場合において、賃金の改善措置の対象者については、当該保険医療機関に勤務する看護職員等に加え、当該保険医療機関の実情に応じて、当該保険医療機関に勤務する看護補助者、理学療法士、作業療法士その他別表１に定めるコメディカルである職員（非常勤職員を含む。）も加えることができること。

（４）（３）について、賃金の改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うとともに、特定した賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させてはならないこと。

また、賃金の改善は、当該保険医療機関における「当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額」と、「当該評価料による賃金の改善措置が実施された場合の賃金総額」との差分により判断すること。

（５）（３）について、安定的な賃金改善を確保する観点から、当該評価料による賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下「ベア等」という。）により改善を図ること。

ただし、「令和４年度（令和３年度からの繰越分）看護職員等処遇改善事業補助金」が交付された保険医療機関については、令和４年度中においては、同補助金に基づくベア等水準を維持することで足りるものとする。

（６）当該評価料を算定する場合は、当該保険医療機関における看護職員等の数（保健師、助産師、看護師及び准看護師の常勤換算の数をいう。以下同じ。）及び延べ入院患者数（入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料１を除く。）を算定している患者の延べ人数をいう。以下同じ。）を用いて次の式により算出した数【Ａ】に基づき、別表２に従い該当する区分を届け出ること。

常勤の職員の常勤換算数は１とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が１を超える場合は、１）とする。

$$【A】= \frac{\text{看護職員等の賃上げ必要額（当該保険医療機関の看護職員等の数}\times 12,000\text{円}\times 1.165)}{\text{当該保険医療機関の延べ入院患者数}\times 10\text{円}}$$

（７）（６）について、算出を行う月、その際に用いる「看護職員等の数」及び「延べ入院患者数」の対象となる期間、算出した【Ａ】に基づき届け出た区分に従って算定を開始する月は別表３のとおりとする。「看護職員等の数」は、別表３の対象となる３か月の期間の各月１日時点における看護職員等の数の平均の数値を用いること。「延べ入院患者数」は別表３の対象となる３か月の期間の１月あたりの延べ入院患者数の平均の数値を用いること。

また、別表３のとおり、毎年３、６、９、12 月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は算出を行った月内に地方厚生（支）局長に届出を行った上で、翌月（毎年４、７、10、１月）から変更後の区分に基づく点数を算定すること。新規届出時（区分変更により新たな区分を届け出る場合を除く。以下この項において同じ。）は、直近の別表３の「算出を行う月」における対象となる期間の数値を用いること。

ただし、前回届け出た時点と比較して、別表３の対象となる３か月の「看護職員等の数」、「延べ入院患者数」及び【Ａ】のいずれの変化も１割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとすること。

（８）当該保険医療機関は、当該評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

（９）当該保険医療機関は、（３）の賃金の改善措置の対象者に対して、賃金改善を実施する方法等について、３の届出に当たり作成する「賃金改善計画書」の内容を用いて周知するとともに、就業規則等の内容についても周知すること。また、当該対象者から当該評価料に係る賃金改善

に関する照会を受けた場合には、当該対象者についての賃金改善の内容について、書面を用いて説明すること等により分かりやすく回答すること。

2　届出に関する手続き等

（1）　看護職員処遇改善評価料の届出に当たっては、当該届出に係る基準について、特に定めがある場合を除き、実績を要しない。ただし、救急搬送実績については、1の（2）によること。

なお、施設基準に適合しなくなったため所定点数を算定できなくなった後に、再度届出を行う場合は、新規届出に該当しないものとすること。

新規届出の場合

例：令和５年 10 月１日から算定を開始する場合

・③から④の前日までの期間については、前年度（①から②の前日まで）の救急搬送実績により１（１）ア(ロ)の適合性を判断

・④から⑤の前日までの期間は、前々年度（①から②の前日まで）の救急搬送実績により１（１）ア(ロ)の適合性を判断

・⑤から⑥までの期間は、前々年度（②から④の前日まで）の救急搬送実績により１（１）ア(ロ)の適合性を判断

①４年４月１日　②５年４月１日　③５年 10 月１日　④６年４月１日　⑤７年４月１日　⑥８年３月末日

（2）　地方厚生（支）局長は、看護職員処遇改善評価料の届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

看護職員処遇改善評価料（１～165）　　（看処遇１～165）第　　号

（3）　各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の１日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の１日から算定する。ただし、１の(６)及び(７)に基づき算出する【Ａ】に従って区分の変更を届け出る場合については、別表３に従い、「算定を開始する月」の最初の開庁日までに要件審査を終え、届出を受理した場合に、「算定を開始する月」の１日から当該届出に係る診療報酬を算定する。

なお、令和４年 10 月 20 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月１日に遡って算定することができるものとする。

3　届出に関する事項

（1）　看護職員処遇改善評価料の施設基準に係る届出及び１の(６)及び(７)に基づき、新規届出時及び毎年３、６、９、12 月において算出した該当する区分に係る届出は、様式１を用いること。

（2）　１の(６)に基づき算出した看護職員処遇改善評価料の見込額、賃金改善の見込額、賃金改善実施期間、賃金改善を行う賃金項目及び方法等について記載した「賃金改善計画書」を、様式２により新規届出時及び毎年４月に作成し、新規届出時及び毎年７月において、地方厚生（支）局長に届け出ること。

（3）　毎年７月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため、「賃金改善実績報

告書」を様式３により作成し、地方厚生（支）局長に報告すること。

（４）　事業の継続を図るため、職員の賃金水準（看護職員処遇改善評価料による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で、賃金改善を行う場合には、当該保険医療機関の収支状況、賃金水準の引下げの内容等について記載した「特別事情届出書」を、様式４により作成し、届け出ること。

なお、年度を超えて看護職員等の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度に（２）の「賃金改善計画書」を提出する際に、「特別事情届出書」を再度届け出る必要があること。

（５）　保険医療機関は、看護職員処遇改善評価料の算定に係る書類（「賃金改善計画書」等の記載内容の根拠となる資料等）を、当該評価料を算定する年度の終了後３年間保管すること。

別表１（看護補助者、理学療法士及び作業療法士以外の賃金の改善措置の対象とすることができるコメディカル）

ア　視能訓練士
イ　言語聴覚士
ウ　義肢装具士
エ　歯科衛生士
オ　歯科技工士
カ　診療放射線技師
キ　臨床検査技師
ク　臨床工学技士
ケ　管理栄養士
コ　栄養士
サ　精神保健福祉士
シ　社会福祉士
ス　介護福祉士
セ　保育士
ソ　救急救命士
タ　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師
チ　柔道整復師
ツ　公認心理師
テ　その他医療サービスを患者に直接提供している職種

別表２（看護職員処遇改善評価料の区分）

| 【A】 | 看護職員処遇改善評価料の区分 | 点数 |
|---|---|---|
| 1.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料１ | １点 |
| 1.5　以上　2.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料２ | ２点 |
| 2.5　以上　3.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料３ | ３点 |
| 3.5　以上　4.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料４ | ４点 |
| 4.5　以上　5.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料５ | ５点 |
| 5.5　以上　6.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料６ | ６点 |
| 6.5　以上　7.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料７ | ７点 |
| 7.5　以上　8.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料８ | ８点 |
| 8.5　以上　9.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料９ | ９点 |
| 9.5　以上　10.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料 10 | 10 点 |
| 10.5　以上　11.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料 11 | 11 点 |
| 11.5　以上　12.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料 12 | 12 点 |
| 12.5　以上　13.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料 13 | 13 点 |
| 13.5　以上　14.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料 14 | 14 点 |
| 14.5　以上　15.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料 15 | 15 点 |
| 15.5　以上　16.5　未満 | 看護職員処遇改善評価料 16 | 16 点 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 16.5 | 以上 | 17.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 17 | 17 点 |
| 17.5 | 以上 | 18.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 18 | 18 点 |
| 18.5 | 以上 | 19.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 19 | 19 点 |
| 19.5 | 以上 | 20.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 20 | 20 点 |
| 20.5 | 以上 | 21.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 21 | 21 点 |
| 21.5 | 以上 | 22.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 22 | 22 点 |
| 22.5 | 以上 | 23.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 23 | 23 点 |
| 23.5 | 以上 | 24.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 24 | 24 点 |
| 24.5 | 以上 | 25.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 25 | 25 点 |
| 25.5 | 以上 | 26.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 26 | 26 点 |
| 26.5 | 以上 | 27.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 27 | 27 点 |
| 27.5 | 以上 | 28.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 28 | 28 点 |
| 28.5 | 以上 | 29.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 29 | 29 点 |
| 29.5 | 以上 | 30.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 30 | 30 点 |
| 30.5 | 以上 | 31.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 31 | 31 点 |
| 31.5 | 以上 | 32.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 32 | 32 点 |
| 32.5 | 以上 | 33.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 33 | 33 点 |
| 33.5 | 以上 | 34.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 34 | 34 点 |
| 34.5 | 以上 | 35.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 35 | 35 点 |
| 35.5 | 以上 | 36.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 36 | 36 点 |
| 36.5 | 以上 | 37.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 37 | 37 点 |
| 37.5 | 以上 | 38.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 38 | 38 点 |
| 38.5 | 以上 | 39.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 39 | 39 点 |
| 39.5 | 以上 | 40.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 40 | 40 点 |
| 40.5 | 以上 | 41.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 41 | 41 点 |
| 41.5 | 以上 | 42.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 42 | 42 点 |
| 42.5 | 以上 | 43.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 43 | 43 点 |
| 43.5 | 以上 | 44.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 44 | 44 点 |
| 44.5 | 以上 | 45.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 45 | 45 点 |
| 45.5 | 以上 | 46.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 46 | 46 点 |
| 46.5 | 以上 | 47.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 47 | 47 点 |
| 47.5 | 以上 | 48.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 48 | 48 点 |
| 48.5 | 以上 | 49.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 49 | 49 点 |
| 49.5 | 以上 | 50.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 50 | 50 点 |
| 50.5 | 以上 | 51.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 51 | 51 点 |
| 51.5 | 以上 | 52.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 52 | 52 点 |
| 52.5 | 以上 | 53.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 53 | 53 点 |
| 53.5 | 以上 | 54.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 54 | 54 点 |
| 54.5 | 以上 | 55.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 55 | 55 点 |
| 55.5 | 以上 | 56.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 56 | 56 点 |
| 56.5 | 以上 | 57.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 57 | 57 点 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 57.5 | 以上 | 58.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 58 | 58 点 |
| 58.5 | 以上 | 59.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 59 | 59 点 |
| 59.5 | 以上 | 60.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 60 | 60 点 |
| 60.5 | 以上 | 61.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 61 | 61 点 |
| 61.5 | 以上 | 62.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 62 | 62 点 |
| 62.5 | 以上 | 63.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 63 | 63 点 |
| 63.5 | 以上 | 64.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 64 | 64 点 |
| 64.5 | 以上 | 65.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 65 | 65 点 |
| 65.5 | 以上 | 66.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 66 | 66 点 |
| 66.5 | 以上 | 67.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 67 | 67 点 |
| 67.5 | 以上 | 68.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 68 | 68 点 |
| 68.5 | 以上 | 69.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 69 | 69 点 |
| 69.5 | 以上 | 70.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 70 | 70 点 |
| 70.5 | 以上 | 71.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 71 | 71 点 |
| 71.5 | 以上 | 72.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 72 | 72 点 |
| 72.5 | 以上 | 73.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 73 | 73 点 |
| 73.5 | 以上 | 74.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 74 | 74 点 |
| 74.5 | 以上 | 75.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 75 | 75 点 |
| 75.5 | 以上 | 76.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 76 | 76 点 |
| 76.5 | 以上 | 77.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 77 | 77 点 |
| 77.5 | 以上 | 78.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 78 | 78 点 |
| 78.5 | 以上 | 79.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 79 | 79 点 |
| 79.5 | 以上 | 80.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 80 | 80 点 |
| 80.5 | 以上 | 81.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 81 | 81 点 |
| 81.5 | 以上 | 82.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 82 | 82 点 |
| 82.5 | 以上 | 83.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 83 | 83 点 |
| 83.5 | 以上 | 84.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 84 | 84 点 |
| 84.5 | 以上 | 85.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 85 | 85 点 |
| 85.5 | 以上 | 86.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 86 | 86 点 |
| 86.5 | 以上 | 87.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 87 | 87 点 |
| 87.5 | 以上 | 88.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 88 | 88 点 |
| 88.5 | 以上 | 89.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 89 | 89 点 |
| 89.5 | 以上 | 90.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 90 | 90 点 |
| 90.5 | 以上 | 91.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 91 | 91 点 |
| 91.5 | 以上 | 92.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 92 | 92 点 |
| 92.5 | 以上 | 93.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 93 | 93 点 |
| 93.5 | 以上 | 94.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 94 | 94 点 |
| 94.5 | 以上 | 95.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 95 | 95 点 |
| 95.5 | 以上 | 96.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 96 | 96 点 |
| 96.5 | 以上 | 97.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 97 | 97 点 |
| 97.5 | 以上 | 98.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 98 | 98 点 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 98.5 | 以上 | 99.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 99 | 99 点 |
| 99.5 | 以上 | 100.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 100 | 100 点 |
| 100.5 | 以上 | 101.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 101 | 101 点 |
| 101.5 | 以上 | 102.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 102 | 102 点 |
| 102.5 | 以上 | 103.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 103 | 103 点 |
| 103.5 | 以上 | 104.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 104 | 104 点 |
| 104.5 | 以上 | 105.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 105 | 105 点 |
| 105.5 | 以上 | 106.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 106 | 106 点 |
| 106.5 | 以上 | 107.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 107 | 107 点 |
| 107.5 | 以上 | 108.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 108 | 108 点 |
| 108.5 | 以上 | 109.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 109 | 109 点 |
| 109.5 | 以上 | 110.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 110 | 110 点 |
| 110.5 | 以上 | 111.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 111 | 111 点 |
| 111.5 | 以上 | 112.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 112 | 112 点 |
| 112.5 | 以上 | 113.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 113 | 113 点 |
| 113.5 | 以上 | 114.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 114 | 114 点 |
| 114.5 | 以上 | 115.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 115 | 115 点 |
| 115.5 | 以上 | 116.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 116 | 116 点 |
| 116.5 | 以上 | 117.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 117 | 117 点 |
| 117.5 | 以上 | 118.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 118 | 118 点 |
| 118.5 | 以上 | 119.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 119 | 119 点 |
| 119.5 | 以上 | 120.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 120 | 120 点 |
| 120.5 | 以上 | 121.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 121 | 121 点 |
| 121.5 | 以上 | 122.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 122 | 122 点 |
| 122.5 | 以上 | 123.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 123 | 123 点 |
| 123.5 | 以上 | 124.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 124 | 124 点 |
| 124.5 | 以上 | 125.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 125 | 125 点 |
| 125.5 | 以上 | 126.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 126 | 126 点 |
| 126.5 | 以上 | 127.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 127 | 127 点 |
| 127.5 | 以上 | 128.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 128 | 128 点 |
| 128.5 | 以上 | 129.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 129 | 129 点 |
| 129.5 | 以上 | 130.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 130 | 130 点 |
| 130.5 | 以上 | 131.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 131 | 131 点 |
| 131.5 | 以上 | 132.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 132 | 132 点 |
| 132.5 | 以上 | 133.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 133 | 133 点 |
| 133.5 | 以上 | 134.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 134 | 134 点 |
| 134.5 | 以上 | 135.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 135 | 135 点 |
| 135.5 | 以上 | 136.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 136 | 136 点 |
| 136.5 | 以上 | 137.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 137 | 137 点 |
| 137.5 | 以上 | 138.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 138 | 138 点 |
| 138.5 | 以上 | 139.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 139 | 139 点 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 139.5 | 以上 | 140.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 140 | 140 点 |
| 140.5 | 以上 | 141.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 141 | 141 点 |
| 141.5 | 以上 | 142.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 142 | 142 点 |
| 142.5 | 以上 | 143.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 143 | 143 点 |
| 143.5 | 以上 | 144.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 144 | 144 点 |
| 144.5 | 以上 | 147.5 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 145 | 145 点 |
| 147.5 | 以上 | 155.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 146 | 150 点 |
| 155.0 | 以上 | 165.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 147 | 160 点 |
| 165.0 | 以上 | 175.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 148 | 170 点 |
| 175.0 | 以上 | 185.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 149 | 180 点 |
| 185.0 | 以上 | 195.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 150 | 190 点 |
| 195.0 | 以上 | 205.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 151 | 200 点 |
| 205.0 | 以上 | 215.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 152 | 210 点 |
| 215.0 | 以上 | 225.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 153 | 220 点 |
| 225.0 | 以上 | 235.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 154 | 230 点 |
| 235.0 | 以上 | 245.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 155 | 240 点 |
| 245.0 | 以上 | 255.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 156 | 250 点 |
| 255.0 | 以上 | 265.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 157 | 260 点 |
| 265.0 | 以上 | 275.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 158 | 270 点 |
| 275.0 | 以上 | 285.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 159 | 280 点 |
| 285.0 | 以上 | 295.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 160 | 290 点 |
| 295.0 | 以上 | 305.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 161 | 300 点 |
| 305.0 | 以上 | 315.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 162 | 310 点 |
| 315.0 | 以上 | 325.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 163 | 320 点 |
| 325.0 | 以上 | 335.0 | 未満 | 看護職員処遇改善評価料 164 | 330 点 |
| 335.0 | 以上 | | | 看護職員処遇改善評価料 165 | 340 点 |

別表３（算出を行う月、その際に用いる「看護職員等の数」及び「延べ入院患者数」の対象となる期間、算出した【Ａ】に基づき届け出た区分に従って算定する期間）

| 算出を行う月 | 算出の際に用いる「看護職員等の数」及び「延べ入院患者数」の対象となる期間 | 算出した【Ａ】に基づき届け出た区分に従って算定を開始する月 |
|---|---|---|
| ３月 | 前年 12 月～２月 | ４月 |
| ６月 | ３～５月 | ７月 |
| ９月 | ６～８月 | 10 月 |
| 12 月 | ９～11 月 | 翌年１月 |

様式1

# 看護職員処遇改善評価料の施設基準に係る届出書添付書類　（新規・3、6、9、12月の区分変更）

1　保険医療機関コード
　保険医療機関名

2　該当する届出

□ 新規
□ 区分変更

算出を行う月
○ 3月　○ 6月　○ 9月　○ 12月

※　新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

3「令和4年度（令和3年度からの繰越分）看護職員等処遇改善事業補助金」の交付状況

（新規届出時以外は記載を省略して差し支えない。）

□ 交付あり
□ 交付なし

4　該当するものを選択すること（新規届出時以外は記載を省略して差し支えない。）

□ 次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当すること。
（イ）区分番号「A205」に掲げる救急医療管理加算に係る届出を行っている
（ロ）救急搬送実績が、年間で200件以上であること
救急搬送実績：　　件　（期間：令和　　年度）

□ 救命救急センター、高度救命救急センター又は小児救命救急センターを設置していること

5　看護職員等の数、延べ入院患者数、【A】の値

①　算出の際に用いる看護職員等の数、延べ入院患者数の期間（いずれかを選択）

□ 前年12月～2月
□ 3～5月
□ 6～8月
□ 9～11月

②　看護職員等の数　　人　（前回届出時　　人）

※　算出対象となる3か月の期間の各月1日時点における当該保険医療機関に勤務する□看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算した数の平均の数値（小数点第二位を四捨五入）を記載すること。
※　新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

③　延べ入院患者数　　人　（前回届出時　　人）

※　算出対象となる3か月の期間の1月当たりの延べ入院患者数の平均の数値（小数点第二位を四捨五入）を記載すること。
※　自由診療の患者については、計上しない。公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。
※　新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

④【A】の値　　（前回届出時　　）

$$【A】= \frac{\text{看護職員等の賃上げ必要額（当該保険医療機関の看護職員等の数（②）x12,000円x1.165）}}{\text{当該保険医療機関の延べ入院患者数（③）x10円}}$$

6　前回届け出た時点との比較

前回届出時と比較して、
□ 看護職員等の数（②）の変化は1割以内である。
□ 延べ入院患者数（③）の変化は1割以内である。
□ 【A】の値（④）の変化は1割以内である。

7　5により算出した【A】に基づき、該当する区分

【記載上の注意】
6のいずれにも該当する場合は、区分の変更を行わないものとする。

様式２

# 看護職員処遇改善評価料　賃金改善計画書（令和　　年度分）

| | |
|---|---|
| 保険医療機関コード | |
| 保険医療機関名 | |

## Ⅰ．賃金改善実施期間

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 令和 | | 年 | | 月 | ～ 令和 | | 年 | | 月 |

## Ⅱ．看護職員処遇改善評価料の見込額

| | | |
|---|---|---|
| ②新規届出時又は４月１日時点における区分<br>区分　（　　）　点数 | | 点 |
| ③賃金改善実施期間における、延べ入院患者数の見込み | | 人 |
| ④本評価料による収入の見込額（②×③×10円） | | 円 |

## Ⅲ．賃金改善の見込額

| | | |
|---|---|---|
| ⑤賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施される場合の当該措置の対象職員の賃金総額 | | 円 |
| ⑥本評価料の改善措置が実施されない場合の当該措置の対象職員の賃金総額 | | 円 |
| ⑦賃金改善の見込額（⑤－⑥） | | 円 |
| ⑦は④以上か | | |

## Ⅳ．看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）に係る事項

| | | |
|---|---|---|
| ⑧看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算数 | | 人 |
| ⑨看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の賃金改善の見込額 | | 円 |
| ⑩ベア等による引上げ分<br>（基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分） | | 円 |
| ⑪ベア等の割合（⑩÷⑨） | | % |
| ⑩が⑨の2/3以上であるか | | |

## Ⅴ．処遇改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員に係る事項

| | | |
|---|---|---|
| ⑫看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種 | （　　） | |
| ⑬賃金改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の常勤換算数 | | 人 |
| ⑭看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の賃金改善の見込額（⑦－⑨） | | 円 |
| ⑮ベア等による引上げ分<br>（基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分） | | 円 |
| ⑯ベア等の割合（⑮÷⑭） | | % |
| ⑮が⑭の2/3以上であるか | | |

## Ⅵ. 賃金改善を行う賃金項目及び方法

⑰賃金の種類

☐ 基本給　☐決まって毎月支払われる手当（新設）　☐ 決まって毎月支払われる手当（既存の増額）

☐ 賞与　☐実績等に応じて支払われる手当（新設）　☐ 実績等に応じて支払われる手当（既存の増額）

☐ その他　（　　）

⑱賃上げの担保方法

☐ 就業規則の見直し　☐賃金規程の見直し

☐ その他の方法：具体的に（　　）

⑲賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　　年　　月　　日　　開設者名：

【記載上の注意】

1　「①賃金改善実施期間」は、原則４月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の３月までの期間をいう。

2　「③延べ入院患者数」は、本評価料を算定する期間における、延べ入院患者数の見込みを記載すること。（「様式１の延べ入院患者数」×「賃金改善実施期間の月数」とする。）

3　「⑤賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施される場合の当該措置の対象職員の賃金総額」、「⑥本評価料の改善措置が実施されない場合の当該措置の対象職員の賃金総額」、「⑨看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の賃金改善の見込額」、「⑭看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の賃金改善の見込額」、「⑩⑮ベア等による引上げ分」は、それぞれ賃金改善実施期間における額を記載すること。

4　「⑥本評価料の改善措置が実施されない場合の当該措置の対象職員の賃金総額」は、対象職員に対する定期昇給による賃金上昇分も反映した額を記載すること。

5　「⑧看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算数」及び「⑬賃金改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の常勤換算数」は、計画書を提出する時点で対象となる人数を記載すること。また、小数点第二位を四捨五入した数を記入すること。

6　「⑫看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種」は、本評価料による収入により処遇改善を行う職種であって、保健師、助産師、看護師及び准看護師以外の職種をすべて記載すること。

7　「⑲賃金改善に関する規定内容」は、「⑱賃上げの担保方法」に記載した根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。

様式３

# 看護職員処遇改善評価料　実績報告書（令和　　年度分）

| | |
|---|---|
| 保険医療機関コード | |
| 保険医療機関名 | |

## Ⅰ．看護職員処遇改善評価料の実績額

①本評価料の区分

| | 算定期間 | 点数の区分 | 点数 |
|---|---|---|---|
| a | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | | 点 |
| b | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | | 点 |
| c | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | | 点 |
| d | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | | 点 |

②算定回数

| | 算定期間 | 算定回数 |
|---|---|---|
| a | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | 回 |
| b | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | 回 |
| c | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | 回 |
| d | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | 回 |
| 計 | | 回 |

③本評価料による収入の実績額

| | 算定期間 | 実績額 |
|---|---|---|
| a | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | 円 |
| b | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | 円 |
| c | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | 円 |
| d | 令和　年　月 ～ 令和　年　月 | 円 |
| 計 | | 円 |

## Ⅱ．賃金改善の実績額

| | | |
|---|---|---|
| ④賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施された対象職員の賃金総額 | | 円 |
| ⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額 | | 円 |
| ⑥賃金改善の実績額（④－⑤） | | 円 |
| | ⑥は③以上か | |

## Ⅲ．看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）に係る事項

| | | |
|---|---|---|
| ⑦看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算数 | | 人 |
| ⑧看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の賃金改善の実績額 | | 円 |
| ⑨ベア等による引上げ分<br>（基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分） | | 円 |
| ⑩ベア等の割合（⑨÷⑧） | | % |
| | ⑨が⑧の2/3以上であるか | |

## Ⅳ．処遇改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員に係る事項

| | |
|---|---|
| ⑪看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種 | （　　） |
| ⑫賃金改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の常勤換算数 | 人 |
| ⑬看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の賃金改善の実績額（⑥ー⑧） | 円 |
| ⑭ベア等による引上げ分（基本給又は決まって毎月支払われる手当による引上げ分） | 円 |
| ⑮ベア等の割合（⑭÷⑬） | % |
| ⑭が⑬の2/3以上であるか | |

## Ⅴ．賃金改善実施期間

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑯ | 令和 | | 年 | | 月 | ～ | 令和 | | 年 | | 月 |

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　　年　　月　　日　　開設者名：

【記載上の注意】

1　報告対象年度において複数の種類の点数区分を取得した場合、Ｉの各項目には、すべての区分・点数及び算定期間に係る事項を記載すること。

2　「④賃金改善実施期間において賃金の改善措置が実施された対象職員の賃金総額」、「⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額」及び「⑨⑭ベア等による引上げ分」は、報告対象年度の実績を記載すること。

3　「⑤本評価料の改善措置が実施されなかった場合の当該措置の対象職員の賃金総額」は、対象職員に対する定期昇給による賃金上昇分も反映した額を記載すること。

4　「⑦看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の常勤換算数」及び「⑫賃金改善の対象に加える看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）以外の職員の常勤換算数」は、報告対象年度の各月１日の対象となる職員の平均人数を記載すること。また、小数点第二位を四捨五入した数を記入すること。

5　「⑪看護職員等に加え、賃金の改善措置の対象に加える職種」は、本点数による収入により処遇改善を行った職種であって、保健師、助産師、看護師及び准看護師以外の職種をすべて記載すること。

様式4

# 特別事情届出書（令和　　年度）

基本情報

| | |
|---|---|
| 保険医療機関コード | |
| 保険医療機関名 | |
| フリガナ | |
| 書類作成<br>担当者 | |
| 電話番号 | |

1．事業の継続を図るために、看護職員等の賃金を引き下げる必要がある状況について

| |
|---|
| 医療機関の収支について、患者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載 |
| |

2．賃金水準の引下げの内容（期間、対象、金額等）

| |
|---|
| |

3．経営及び賃金水準の改善の見込み

| |
|---|
| |

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4．賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等について

| |
|---|
| 労使の合意の時期及び方法等について記載 |
| |

**令和　　年　　月　　日　　（法人名）**

**（開設者名）**